

南房総市公共施設等総合管理計画(素案)についてのパブリックコメント実施結果

1 目的

南房総市における公共施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設マネジメントを徹底していくことにより、公共施設の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現する「南房総市公共施設等総合管理計画」の策定にあたり、広く市民の皆さんから意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成27年4月15日(水)～平成27年5月15日(金)までの31日間

3 周知方法

- (1) 広報みなみぼうそう5月号お知らせ版及び市ホームページにパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 市役所本庁、朝夷行政センター及び各地域センターで計画(素案)の閲覧実施
- (3) 市ホームページで計画(素案)を掲載

4 意見の提出状況

意見の提出者 1人

5 意見の概要と意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1 建物について</p> <p>7つの旧町村が合併したことにより、市全域の全ての公共施設(建物)の維持管理等については、今後、市財政への負担は相当なものと考えられます。そこで、次のような分類のもとに、市の特定の課において一括管理することにより、建替・改修(長寿命化)の順位付けをすべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市が自ら使用している庁舎(病院、幼稚園等を含む。) ② 学校施設(空き校舎の活用を含む。) ③ 道の駅や社会福祉協議会等団体への貸与の建物 ④ 7つの旧町村内の区が管理する公民館、組の集会所 ⑤ その他(市営住宅等)の施設、 (*なお、団体等への貸与の場合は、規定に基づき面積案分などにより使用料や共益費を負担いただくべきと考えます。) 	<p>公共施設等総合管理計画の中で、公共施設とインフラ施設の2つに分類しておりますが、各施設については、様々な視点から検討するとともに優先順位も考慮し、平成27年度から平成36年度までの10年間の取扱方針(存続、新設、更新、大規模改修、解体撤去等)を定めた個別計画を策定してまいります。</p> <p>個別計画の中では、ハコモノ、インフラ、公営企業施設に大別し、ハコモノでは、行政機関、文教施設、公共関連施設、集会施設、環境衛生施設、消防施設、スポーツ・レクリエーション・観光施設、旧学校施設、市営住宅、産業関係施設、文化施設、その他施設に分類しております。</p> <p>本計画策定後の公共施設等の適正管理については、市長を本部長とした(仮称)南房総市資産運営委員会を設置し、毎年度、本計画の進行管理と計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>団体等への貸付については、使用料条例に基づき、適正な使用料を徴収してまいります。</p>
<p>2 市道について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 拡幅や補修すべき道路の把握と整備の順位付け ② 未登記道路の把握とその解消(*特に、旧町村時代に、地権者の協力のもと道路拡幅・整備を行ったにも拘わらず、それぞれが登記をせずに放置した個所が見受けられる。) 	<p>市道についても、個別計画の中で10年間の取扱方針(新設、改良、点検診断、改修等)を定め、適正管理を実施してまいります。</p> <p>未登記路線について、登記をしていない土地が多数存在することは認識しており、その全ての把握と解消は困難な状況となっておりますが、今後も未登記路線の解消に向け、取り組んでまいります。</p>

<p>3 その他</p> <p>① 上記以外の公共施設 水道や公園、橋りょう等についても、新設や補修箇所等の把握や順位付けを行う必要があると考えます。</p> <p>② 市有地等の有効活用等 ア 未利用の市有地は、売却等の検討をする必要があると考えます。 イ 公共の用に供するための民有地の借上げ(防火水槽等)については、権利義務関係の所在(賃貸借又は使用貸借契約の締結)を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>①についても、個別計画の中で10年間の各施設の取扱方針を定め、施設の点検・診断を定期的を実施し、適正管理を実施してまいります。</p> <p>②アの未利用の市有地について、売却や貸付を実施し、管理コストの縮減と新たな投資財源の捻出に努めてまいります。</p> <p>②イの民有地の借上げについて、賃貸借計画を締結した土地については、地権者と権利義務関係を明確にしています。</p> <p>行政区から設置要望のあった施設用地については、書面での取り交わしを行っていない箇所もありますので、内容を明確にしております。</p>
---	---